

## 改正建設業法等の施行に係る主な標準入札公告例の改正内容

- 特例監理技術者に関する項目について、建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定する技術者に関する事項として記載を改正

(改正箇所)

- ・入札後審査型一般競争入札公告共通事項 2 (1 1)
- ・入札後審査型一般競争入札公告共通事項 7 (1) イ
- ・入札説明書8 (4)
- ・入札説明書8 (8) オ
- ・低入札価格調査方法について (工事) 本文
- ・愛媛県建設工事入札者心得 24・25

- 技術者の専任が義務づけられている建設工事における請負代金額の基準に係る記載について、4,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円) を4,500万円 (建築一式工事の場合は9,000万円) に改正

(改正箇所)

- ・入札後審査型一般競争入札公告共通事項 2 (1 1) (簡易実績型・実績確認型標準入札公告例)
- ・入札後審査型一般競争入札公告共通事項 7 (1) イ (簡易実績型・実績確認型標準入札公告例)
- ・入札説明書8 (4) (簡易実績型・実績確認型標準入札公告例)
- ・入札説明書8 (8) エ (簡易実績型・実績確認型標準入札公告例)
- ・入札説明書8 (1 2) (簡易実績型・実績確認型標準入札公告例)
- ・低入札価格調査方法について (工事) (4)
- ・愛媛県建設工事入札者心得 21・23
- ・現場代理人の設置について 現場代理人の常駐義務緩和要件①②

- 健康保険被保険者証について、監理技術者資格者証に改正 (マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴うもの)

- ・入札説明書8 (8) オ ③

- 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合における落札者 (随意契約の場合は契約の相手方) における、契約担当者に対する通知に係る規定等を追加

- ・入札説明書8 (1 3) キ
- ・建設業法第20条の2第2項に基づく通知書